

改正道交法／関係政令案

ながら運転、反則金3倍

警察庁は22日、6月5日に公布された改正道路交通法の施行に向け、運転中の携帯電話使用に対する反則点数と反則金額の引き上げや、自動運行装置の整備不良などに関する反則点数・金額などを規定する関係政令案を明らかにした。

スマートフォン（スマホ）などの携帯電話の使用について基礎点数を引き上



げ、手に持って使用した場合
は3点（現行1点）、交
通の危険を生じさせた場合
には6点（2点）、かつ酒
気帯び運転が重なると16点
（交通の危険を生じさせて
いない場合15点）とする。
反則金は、手に持って使

用したケースについて引き
上げ、大型車が2万5千円
（現行7千円）、普通車は
1万8千円（6千円）、二
輪車については1万5千円
（5千円）となる。
携帯電話使用に対する反
則点数・反則金の引き上げ
は12月上旬までに施行す
る。
（田中信也）